

【施策評価調査】

(追加 H21.10.27)

施策名	6-1-1	まちづくり基本条例の制定		128	政策である「協働」を進めるための手段や環境・基盤づくりのうちの一つです。 住民がまちづくりに参画する権利と責務、行政が住民にまちづくりに参画する機会を提供する努力義務等、参画と協働のあり方を明文化し、住民の権利保障やそのための制度保障を実現するためのものです。
		高根沢町地域経営計画2006 該当ページ			
担当部課	住民生活部住民課	担当 リーダー	協働推進担当 山野井 紀泰		
環境変化	平成20年6月10日議決(制定) 同日公布・施行				施策内容 「町民の、町民による、町民のための高根沢」を実現するため、自治体の最高法規であり自治の基本原則と基本ルールを明文化したまちづくり基本条例を、住民が中心となって平成19年度中に制定します。住民がまちづくりに参画する権利と責務、行政が住民にまちづくりに参画する機会を提供する努力義務等、参画と協働のあり方を明文化し、住民の権利保障やそのための制度保障を実現します。(「高根沢町地域経営計画2006」からの抜粋)

指標

施策の評価指標	基準値	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
指標 : まちづくり基本条例の制定	平成16年度	計画		制定	制定		
		実績	未制定	未制定	制定		
指標 :		計画					
		実績					
指標 :		計画					
		実績					
指標に関する特記事項	平成20年6月10日議決(制定) 同日公布・施行						

施策に係る事業費(傘下事務事業費計)の推移	年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	当初	1,558,000	535,000	1,587,000		
決算	510,425	622,793	932,400			

事務事業事前評価 22年度の組立て

施策傘下事務事業	事業費	活動指標(アウトプット)	事業の実施によって、施策達成にどう貢献しますか？(アウトカム)	
	H21 現計			
	H22 計画			今後の方向性 (総合評価)
	H21 現計			
	H22 計画			今後の方向性 (総合評価)
	H21 現計			
	H22 計画			今後の方向性 (総合評価)
	H21 現計			
	H22 計画			今後の方向性 (総合評価)

施策事前評価 22年度の組立て

自己評価	後期計画に向けた施策展開のビジョン		H22年度の狙い
	今後の方向性	この施策は平成20年度で目標を達成したため、後期計画へは計上しません。	
廃止方向			
総合評価	総合評価 施策としては達成しており、後期計画に向けては廃止方向とする。 今後は、当施策の成果を「6-1-2住民協働推進計画の策定と運用」に引継ぎ、協働の具現化に向け、着実に政策を推進していくこと。		